

## 国土交通省への資料要求について

道路、河川の都道府県への権限移譲に関する質問について、平成20年7月3日付で回答をいただいているところですが、再度質問をいたします。

なお、今後、全国知事会における議論等を踏まえて、以下に掲げる事項以外の項目についても、追加の照会を行うこととしておりますので、よろしくお願い致します。

### 移譲の範囲について

- 直轄国道について、主に地域内交通を分担しているとして類型化した①～④以外の区間については、全国的に重要性の高い中枢・根幹ネットワークに該当するとした具体的な理由を示してください。
- 直轄国道について、要件のうち「効率的・効果的に連絡する」とは具体的にどのような基準で判断するかを示してください。
- 道路については、地方分権改革推進要綱（第1次）においては「第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し」となっていますが、第1次勧告が重要都市を「都道府県庁所在地及び人口おおむね30万以上の市」と定義しているのにもかかわらず、平成11年道路審議会答申に掲げられている「地方における中核的な都市」及び「半島地域等の中心となる市」を加えて定義している理由を示してください。
- 国が責任を持つべき河川について、
  - ・ 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
  - ・ 広域的な水利用や電力供給のある又は全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
  - ・ 急流河川等の河川の管理に高度な技術力が必要となる水系の具体的な基準を示してください。
- 移譲が想定される道路・河川について、「現時点では、特定されていない」としながら、事業費について、道路については直轄区間全体の15%、河川については53水系の直轄区間全体の20%に相当するとの具体的な数字が示されています。この数字を導くに至った具体的な根拠を示してください。

### 財源措置について

- 全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、道路については各区分ごとに、

河川については河川ごとに、

- ① 過去10年間の整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳、事業概要
- ② 既決定の事業計画上の今後の事業費、財源内訳、事業概要及び事業完了予定年度

を示してください。なお②については、緊急の災害対策などを除き、現時点で判明しているものについて示してください。

- 道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について、政府内の関係府省で調整のうえ、財源措置についての基本的な考え方を示してください。

### 技術を確保するための方策について

- 全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、道路については各区分ごとに、河川については河川ごとに、現在の例えば除雪機器や除草機などの備品（例えば取得原価100万円以上の機械器具）などの管理状況を示してください。

### 組織・人員について

- 全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、これらの整備・管理等に関係する全ての組織、具体的な業務、及び人員などを平成20年4月1日現在で、局、事務所、出張所ごとに示してください。
- 道路・河川の権限移譲に伴い、国の出先機関で余剰となる人員に対する国の対応について、基本的な考え方を示してください。

### 非常時における国の責任

- 大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力していくとされているが、支援の方策について具体的に示してください。

### その他

- 移管後の道路の種別については、個々の区分毎に、その役割等を勘案して、道路法に規定する道路の種別毎の要件に照らして判断することとされていますが、その具体的な基準を示してください。